

# ★活動場所(植付け場所)★

- 〇市内の歩道や公園など
- 〇誰もが草花等を観賞できる市内の民有地(道路に面する敷地など)

### 《要件》

① 活動場所の面積が3.3平方メートルを超えること

(植付けを目的としない部分に係る面積を除く)

②活動場所の所有者又は管理者から承諾を得ていること

### ★地域グループの要件★

- ○2人以上で構成されていること
- ○営利、政治又は宗教に関する活動や野菜類の収穫を目的とするものでないこと
- ○構成員の半数以上が調布市内在住であること

### ★維持管理★

補助金の交付を受けた地域グループは、植付け後、おおむね3年以上、防犯、防災及び防火上支障が生じず、かつ、植付け後の対象品の成長に適切な環境を与えるよう 実施場所の維持管理に努めてください。

(具体例)器具の整理整頓,清掃,枯れ草等の処理,除草,花がらつみ,せん定など ※ 諸般の事情で花いっぱい運動を終了する場合,その旨を市へ届け出て,活動場所 を各グループで運動開始前の状態に復帰してください。

### ★補助対象品目★

- |1 | 草花の苗,種子,球根,花が咲く樹木の苗
- 2 肥料,土壤改良剂等※
- 3 スコップ等の器具
- 4 花壇等(新設,増設,修繕に要する経費)
- |5| プランター等
- ※ 除草剤は対象外ですが、土壌に混ぜ込んで使うタイプの除草剤は、土壌改良材と見なし対象です。

## ★補助金の限度額と交付回数★

- ◎補助対象品目が、上記の1,2,3の場合
- ○交付回数 ⇒同年度内につき2回まで(上半期4~9月,下半期10~3月に各1回) 《補助金の限度額》

活動場所の面積が,

- ▶ 3.3平方メートル超 35平方メートル以下 ⇒ 6千円
- ▶ 35平方メートル超 105平方メートル以下 ⇒ 1万円
- ▶ 105平方メートル超 200平方メートル以下 ⇒ 1万5千円
- ▶ 200平方メートル超 300平方メートル以下 ⇒ 2万円
- ▶ 300平方メートル超 ⇒ 2万円+X
- ※ X = 活動場所の面積が200平方メートルを超える部分について100平方メートルを超えるごとに5千円を加算した額
- 例1) 面積が310平方メートルの場合: 2万円+<u>5千円</u>=2万5千円
- 例2) 面積が490平方メートルの場合: 2万円+5千円+5千円=3万円
- ◎補助対象品目が、上記の4, 5の場合
- ○交付回数 ⇒ 同年度内において1回まで 《補助金の限度額》 ⇒ 2万円
- ★限度額と実支出額(100円 未満は切り捨て)のいずれか 低い額が補助金額になります

# 提出書類



- ① 花いっぱい運動事業費補助金交付申請書(第1号様式)
- ② 花いっぱい運動実施報告書(第2号様式)
- ③ 事業収支計算書
- ④ 実施場所の土地の所有者又は管理者の承諾書の写し
- ⑤ 地域グループの活動目的を記載した書類
- ⑥ 地域グループを構成する者の名簿
- ⑦ 実施場所維持管理計画書
- ⑧ 実施場所維持管理簿

④~⑧の書類は、内容に変 更が無ければ、次回添付を 省略することができます。

# ★お願い★

以下のいずれかに該当する場合は,補助金の返還を求める場合があります。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 市長の承認を得ずに、補助金により購入した器具や新設又は増設した花壇等を 一定期間が経過するまでの間に、処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲 渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供すること)したとき。



調布市環境部緑と公園課みどりの推進係(直通)042-481-7083

# ★補助金の申請から交付までの流れ★

■【交付決定の通知】 | | 申請内容の審査 | [交付申請]

●【補助金の交付】
※ □ ☆⊕□様┌長

グループ代表者

1

グループ代表者

市 事 指定口座に振込

3月 2月 31日 10月1日~3月31日 10月10日~3月 1月 下半期 12月 11月 10月 9月 8月 4月10日~9月30日 30日 7月 4月1日~9月 上半期 6月 5月 町 4 (活動期間) [申請期間]

補助金交付の申請は,活動終了後にすみやかに御提出ください。 御提出の目安は,活動終了後から1週間程度でお願いします。 **※**